

## 観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、来るべきデジタル社会に向けて、デジタルマーケティング手法の重要性を再認識し、今後自律的に当該手法を活用したプロモーション活動を実施することができるよう、岐阜県内観光事業者（以下「補助事業者」という。）が、自社において直接実施することが困難で、外部の事業者等を活用して行う、インバウンドをはじめとする旅行者のニーズに即した情報等をより効率的・効果的に届ける仕組みの構築につながり、かつ、岐阜県の観光振興に寄与する取組に要する経費で、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における補助事業者は、別表1のとおりとし、国、県、市町村及び県の外郭団体、第三セクター、指定管理者等が所有し、管理し、又は運営する施設、事業等を営む事業者を除く。

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であるこ

とを知らながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする個人又は法人等

(10) 県税の滞納がある個人又は法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、1事業者あたりの補助限度額並びに補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の事業に対する補助対象期間は、交付決定の日から令和5年1月20日までとし、当該期間中に支払が完了しない事業は、補助金の交付の対象としない。

3 前2項の規定にかかわらず、補助年度に国、県、市町村及び県の外郭団体、第三セクター、指定管理者等が交付する他の補助金又は委託金等の交付の対象となる事業並びに国、県、市町村及び県の外郭団体、第三セクター、指定管理者等が実施、出資する事業へ参画する事業については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助事業者が課税事業者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象として適正と認められるときは補助金の交付決定をし、別記第2-1号様式により補助事業者により通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2-2号様式により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付の決定に当たり補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の着手時期)

第7条 補助事業の着手は、規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定をする場合に付する条件は、規則第6条各号に掲げる事項とする。

- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、20パーセント以下の経費の配分の変更とする。
- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、事業費総額の増額又は20パーセントを超える減額以外の変更とする。
- 4 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 規則第6条第1号及び2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第3号様式)
  - (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

- 第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。
- 2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下げ書(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

- 第10条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。

(立入検査等)

- 第11条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他関係物件等を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(実績報告等)

- 第12条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
  - 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は交付の決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応じて別に定めることができる。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令若しくは法令に基づく知事の処分若しくは指示又はこの要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合
- (4) その他、岐阜県が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第15条 第5条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、第6条の交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前2条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分制限等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4

0年大蔵省令第15号)別表に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第18条 規則第22条の知事の定める期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(補助事業の表示)

第19条 補助事業者は、補助事業について、県から補助金の交付を受けて実施する旨を別表3に定めるところにより表示するものとする。

- 2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(補助事業の公表と成果の発表)

第20条 知事は、補助事業者の名称、所在地、事業内容等を公表することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。本条の規定は、補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も同様とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業者	詳細
宿泊施設営業事業者	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岐阜県内で、旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けた施設を 1 以上営む事業者</li> <li>2 岐阜県内で、住宅宿泊事業法第 3 条の規定による届出のあった施設（民泊）を 1 以上営む事業者</li> </ol> <p>ただし、岐阜県内で店舗型性風俗特殊営業を行う施設は、対象外とする。</p>
観光施設営業事業者	<p>岐阜県内に「観光施設」（旅行者を受け入れていることが客観的に判断でき、入込客数を把握している施設）を 1 以上有し、岐阜県内旅行者のために施設を有料で提供している事業者</p>
土産物店営業事業者	<p>岐阜県内に「店舗」（土産物店であることが客観的に判断できる店舗）を 1 以上有し、岐阜県内旅行者に対して、岐阜県にちなんだ品物を販売している事業者</p>
体験事業者	<p>岐阜県内において、1 以上の「体験事業」（旅行者に体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業）を岐阜県内旅行者に対して実施している事業者</p>

別表 2 (第 4 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助限度額・補助金の額 (1 事業者あたり)
オンライン広告配信事業	事業者が保有する旅行者向け WEB サイト等を活用したオンライン広告の配信に必要な経費	<限度額> 上限額：3,000 千円 下限額： 200 千円  <補助金の額> 補助対象経費の実支出額に補助率 3 分の 2 を乗じて得た額 (当該額が補助下限額未満となる場合は、零とする。) 以内の額 (当該額が上限額を超える場合は、3,000 千円)
WEB サイト診断事業	事業者が保有する旅行者向け WEB サイトの診断に必要な経費	
SEO 対策事業	事業者が保有する旅行者向け WEB サイトの SEO 対策に必要な経費	
SEO 対策に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用する Google ビジネスプロフィール (以下「GBP」という。) の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費	
SNS 登録・運用に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用する SNS (Facebook、Instagram、YouTube 等) の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費	
WEB サイト多言語化事業	事業者が旅行者向けに運用する WEB サイトの多言語化 (翻訳) に必要な経費	

(注)

※補助事業は、岐阜県内の施設、店舗、事業に係る事業に限る。

※補助対象経費は外部事業者に支払う委託費に限る。ただし、知事が事業実施上必要と認める経費については、特別に認める場合がある。

※補助対象経費は、交付決定日から令和 5 年 1 月 20 日までの期間に実施し、支払いが完了した経費に限る。

※見積書、請求書等の根拠書類は「一式」ではなく、費用明細や作業内容等の内訳が分かるものを提出すること。

※本事業の委託費の中で、専門家に支払う謝金等を支払う場合の基準は、「専門家に係る謝金等基準」(別添 1) のとおりとする。

※次の経費は、補助金の対象外とする (次の経費が委託費に含まれる場合も含む)。

(1) 委託費以外の経費

(2) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費

(3) 見積書、契約書 (注文書・注文請書)、仕様書、納品書、検収書、振込控、領収書、請求書等の根拠書類 (帳票類) が不備の経費

(4) 申請書に記載されていない事業に係る経費

(5) 補助金事業実施計画書等各種書類の作成、発行、送付等に係る経費

(6) 製品又はサービスの開発・実証又は導入 (購入・リース等) に係る経費

- (7) 備品又は消耗品の購入に係る経費
- (8) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (9) 経費に占める旅費の割合が50%以上の委託事業の経費
- (10) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (11) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (12) ビジネスクラス、グリーン車等に係る特別に付加された経費
- (13) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (14) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (15) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (16) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (17) 各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (18) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費



別表 3 (第 20 条関係)

補助事業の標準的な表示方法	表示内容
<p>WEB サイト等</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">表示</div> </div>	<p>この〇〇は、岐阜県からの補助金の交付を受けています。</p> <p style="text-align: right;">〇年〇月〇日 事業者名等</p>

(備考)

- ・表示箇所は、WEB サイト内等の許す範囲とする。
- ・表示された WEB サイト等については、第 12 条に規定する実績報告書に添付するものとする。